

神戸市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、国が別に定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という）」及び兵庫県が別に年度毎に定める「兵庫県市町振興支援交付金交付要綱（以下「県要綱」という）」に基づき、国、県と協調して、生活交通路線及び住民にとって必要不可欠なバス路線の維持を図り、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者等）

第2条 神戸市は、この要綱に基づき補助金を交付することとする。補助対象事業は、別表1に掲げる事業とする。交付対象者、補助金の額等に関しては、別表2に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める補助金交付申請書及び添付書類を、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（交付の決定及び額の確定）

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、市長が別に定める補助金交付決定及び額の確定通知書により、当該申請者にその旨通知する。

（補助金の経理等）

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取消及び返還）

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- 2 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（遅延利息）

第7条 第6条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95 %の割合で計算

した遅延利息を市長に納付しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

1 この要綱は、平成23年12月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
ただし、平成23年度に限り、経過措置を講じるものとする。

1 この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

別表1（第2条関係）

番号	対象事業
1	バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助
2	バス対策（県単独補助路線維持）費補助
3	バス対策（生活交通路線維持）費補助
4	バス対策（国庫協調補助車両購入）費補助

別表 2（第 2 条関係）

項 目	内 容
補助事業名	1 バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助
補助事業の目的	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しながら、県要綱に基づき、県と協調して住民にとって不可欠なバス路線の維持確保を図るため、乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする
補助金の交付対象となる者	補助対象期間において一般乗合旅客自動車運送事業で経常損失を生じている民営の乗合バス事業者
補助対象事業	次に掲げるすべてに該当する、補助対象系統の運行 ①生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統 ②道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係る系統 ③複数市町にまたがる系統 ④広域行政圏の中心市町等への需要に対応して設定される系統 ⑤ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統。ただし、兵庫県生活交通対策地域協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統とする。 ⑥ 1 日当たりの輸送量が 15 人以上 150 人以下と見込まれる系統 ⑦補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していない系統 ⑧補助対象期間の末日において引き続き 1 年以上運行される予定の系統
補助対象経費	次に定めるところにより補助対象系統ごとに算出した額に、本市に係る運行キロが当該運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 ○補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額。 ただし、他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 $\left(\begin{array}{l} \text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \\ \times (\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}) \\ \div \text{当該補助対象系統の総キロ程} \end{array} \right)$ また、平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
補助率	2 分の 1
補助対象経費の限度額	補助対象経常費用の見込額の 9 / 20 に相当する額に、本市に係る運行キロが当該運行系統総キロ程に占める割合を乗じて得た額を補助対象経費の限度額とする

補助金の交付額	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額を限度とする
その他事項	○補助対象期間は、補助を受ける前年の１０月１日から補助年度の９月３０日までの１年間とする。 ○用語の定義や別表に定めのないものについては、国要綱及び県要綱の定めるところに準じる。 ○補助対象者は、本市の求めに応じ、ＩＣカードにより記録された利用者の明細データを本市の指定する期間分、提供すること。

別 に 定 め る 事 項

（１ バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助）

関係条項	内 容
第３条 （交付申請）	・ 補助金申請書（県要綱で定める様式第１４－２号） （添付書類） ・ バス対策費補助事業に要する費用の総額＜内定申請・交付申請＞ （県要綱で定める様式第１４－３号） ・ バス対策費補助事業に要する費用の総額＜交付申請（参考資料）＞ （県要綱で定める様式第１４－４号） ・ 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（県要綱で定める様式第１４－５号） ・ 補助対象系統の運行ルートを示した地図 ・ 補助対象期間の旅客自動車運送事業等報告規則第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 ・ その他市長が必要と認める書類
	（指定期日） ・ 市長が別に指示する日
第４条 （交付決定）	・ 補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第１号）

別表 2（第 2 条関係）

項 目	内 容
補助事業名	2 バス対策（県単独補助路線維持）費補助
補助事業の目的	県要綱に基づき、県と協調して住民にとって不可欠なバス路線の維持確保を図るため、乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする
補助金の交付対象となる者	補助対象期間において一般乗合旅客自動車運送事業で経常損失を生じている民営の乗合バス事業者
補助対象事業	次のいずれかに該当する、補助対象系統の運行 (1) 次に掲げるすべてに該当する系統 ①生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統 ②道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係る系統 ③複数市町にまたがる系統 ④広域行政圏の中心市町等への需要に対応して設定される系統 ⑤平均乗車密度が 2 人以上 15 人以下と見込まれる系統 ⑥ 1 日当たりの計画運行回数が 10 回以下の系統 ⑦ 1 日当たりの輸送量が 2 人以上 50 人以下と見込まれる系統 ⑧補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していない系統 ⑨補助対象期間の末日において引き続き 1 年以上運行される予定の系統 (2) 次に掲げるすべてに該当する系統 ①国要綱に定める地域間幹線系統の補助事業及び兵庫県のバス対策（国庫協調補助路線維持）費補助事業の確保維持費補助の補助対象系統のうち、平均乗車密度が 5 人未満であるために、標準運行回数相当分しか補助を受けることができない系統 ②前号の⑤、⑥及び⑦に該当する系統
補助対象経費	次の各号に定めるところにより補助対象系統ごとに算出した額に、本市に係る運行キロが当該運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 (1) 補助対象系統 (1) に係る補助対象経費 補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額。 ただし、他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50% 以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 $\left(\begin{array}{l} \text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \\ \times (\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}) \\ \div \text{当該補助対象系統の総キロ程} \end{array} \right)$

	(2) 補助対象系統 (2) に係る補助対象経費 前号に定めるところにより算出した額から、兵庫県のバス対策（国庫協調補助路線維持）費補助事業の補助対象経費の額を控除した額。 ただし、この要綱で別途定めるバス対策（生活交通路線維持）費補助金分は除く。
補助金の交付額	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額を限度とする
その他事項	○補助対象期間は、補助を受ける前年の 10 月 1 日から補助年度の 9 月 30 日までの 1 年間とする。 ○用語の定義や別表に定めのないものについては、国要綱及び県要綱の定めるところに準じる。 ○補助対象者は、本市の求めに応じ、ICカードにより記録された利用者の明細データを本市の指定する期間分、提供すること。

別 に 定 め る 事 項

（ 2 バス対策（県単独補助路線維持）費補助）

関係条項	内 容
第 3 条 （交付申請）	・ 補助金申請書（県要綱で定める様式第 14－2 号） （添付書類） ・ バス対策費補助事業に要する費用の総額＜内定申請・交付申請＞ （県要綱で定める様式第 14－3 号） ・ バス対策費補助事業に要する費用の総額＜交付申請（参考資料）＞ （県要綱で定める様式第 14－4 号） ・ 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 （県要綱で定める様式第 14－5 号） ・ 補助対象系統の運行ルートを示した地図 ・ 補助対象期間の旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条第 2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 ・ その他市長が必要と認める書類
	（指定期日） ・ 市長が別に指示する日
第 4 条 （交付決定）	・ 補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 1 号）

別表 2（第 2 条関係）

項 目	内 容
補助事業名	3 バス対策（生活交通路線維持）費補助
補助事業の目的	補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に満たないために、国の地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）（以下「国補助金」という）及び兵庫県の「路線バスの運行：幹線系統」（以下「県補助金」という）が一部交付されない生活交通路線に対し、神戸市が補助金（補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額－経常収益の見込額）を交付することにより、生活交通路線の維持を図り、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助金の交付対象となる者	補助対象期間において一般乗合旅客自動車運送事業で経常損失を生じている民営の乗合バス事業者であって、国補助金及び県補助金の交付を受けようとする者
補助対象事業	次に掲げるすべてに該当する補助対象系統の運行 ①生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統 ②道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係る系統 ③複数市町にまたがる系統 ④広域行政圏の中心市町等への需要に対応して設定される系統 ⑤ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統。ただし、兵庫県生活交通対策地域協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統とする。 ⑥ 1 日当たりの輸送量が 15 人以上 150 人以下と見込まれる系統 ⑦補助対象期間に当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していない系統 ⑧経常収益の見込額が補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に満たない系統 ⑨補助対象期間の末日において引き続き 1 年以上運行される予定の系統
補助対象経費	補助金額＝ 経常費用（※ 1）の見込額の $11/20$ に相当する額（※ 2）－経常収益の見込額 ※ 1：補助金の交付対象となる者の単価を使用したもの ※ 2：1 円未満の端数は切り上げ
補助金の交付額	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額を限度とする。
その他事項	○補助対象期間は、補助を受ける前年の 10 月 1 日から補助年度の 9 月 30 日までの 1 年間とする。 ○用語の定義や別表に定めのないものについては、国 要綱及び県 要綱の定めるところに準じる。

別 に 定 め る 事 項
(バス対策(生活交通路線維持)費補助)

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	・ 補助金申請書(様式第 2 号) (添付書類) ・ 補助対象系統の運行ルートを示した地図 ・ 補助対象期間の旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条第 2 項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 ・ その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) ・ 市長が別に指示する日
第 4 条 (交付決定)	・ 補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 1 号)

別表２ （第２条関係）

項 目	内 容
補助事業名	４ バス対策（国庫協調補助車両購入）費補助
補助事業の目的	国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用しながら、県要綱に基づき、県と協調して住民にとって不可欠なバス路線の維持確保を図るため、乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする
補助金の交付対象となる者	補助対象期間において一般乗合旅客自動車運送事業で経常損失を生じている民営の乗合バス事業者
補助対象事業	次に掲げるすべてに該当する系統の運行の用に供する車両購入費を対象とする。 ①生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた車両 ②対象期間中に新たに購入等を行う車両。ただし、前年度までに購入等を行い、交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き支援対象とすることができる。 ③主として確保維持費補助の補助対象系統の運行の用に供する車両 ④地上から床面までの地上高が65cm以下、かつ、定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当する車両 ・ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ・ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ・小型車両（上記のいずれかの類型に属さない、長さ7m以下かつ定員29人以下の車両） ⑤ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両
補助対象経費	次に定める路線バスの車両購入における支援基準額に、本市に係る運行キロが当該運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 ＜路線バスの車両購入における支援基準額の算出方法＞ 路線バスの車両購入における支援基準額とは、算定対象車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額であり、そのそれぞれの算出方法は以下のとおりとする。 （算定対象車両減価償却費） 減価償却資産の耐用年数等に関する省令第３条又は第５条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。 【算定式】 車両減価償却費に係る車両費の額×当該車両の償却率×算定対象期間中に使用する予定の月数/12

	※特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、特別償却額を加えることができる。 なお、車両減価償却費に係る車両費の額とは、車両本体及び運行に必要な付属品の価格の合計であり、1両につき次のいずれかの少ない額を限度とする。 ①車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。） ノンステップ型車両1,500万円 ワンステップ型車両1,300万円 小型車両 1,200万円 ②実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額（算定対象金融費用）年2.5%を上限とする。
補助率	2分の1
補助金の交付額	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額を限度とする
その他事項	○補助対象期間は、補助を受ける前年の10月1日から補助年度の9月30日までの1年間とする。 ○補助対象期間終了後においても、当該車両の効率的運用を図ること。 ○本補助金を活用して購入した車両を運行の用に供し始めてから、次の変更を行う場合は本市の承諾を得ること。 ①1年間の実車走行距離のうち、確保維持費補助の補助対象系統の実車走行距離が1／2以下になる場合 ②車両を売却、譲渡または廃車する場合 ○用語の定義や別表に定めのないものについては、国要綱及び県要綱の定めるところに準じる。

別 に 定 め る 事 項

（バス対策（国庫協調補助車両購入）費補助）

関係条項	内 容
第3条 （交付申請）	・補助金申請書（様式は問わない） （添付書類） ・車両減価償却費等国庫補助金の申請の概要（県要綱で定める様式1—10） ・市町村毎の按分比率、按分根拠や按分後の額がわかるもの（様式は問わない） ・その他市長が必要と認める書類
	（指定期日） ・市長が別に指示する日
第4条 （交付決定）	・補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第1号）

(様式第 1 号)

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 ○○ ○○

平成 年度神戸市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月日付け第 号で申請のあった平成 年度神戸市地方バス等公共交通維持確保対策（バス対策（国庫協調補助路線維持、県単独補助路線維持、生活交道路線維持及び国庫協調補助車両減価償却費）補助金については、要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付することと決定し、あわせてその額を確定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額（確定額）

運行系統数・車両台数	補 助 金 の 額
系統・ 台	千円

2. 交付決定の内容

申請番号	運 行 系 統			補助金 申請額	補助金の交付決定 及び確定額	備 考
	起点	主な 経由地	終点			
第 号				千円	千円	
第 号				千円	千円	
第 号				千円	千円	
第 号				千円	千円	
第 号				千円	千円	
計	系統 台		千円	千円		

3. 補助金交付の条件は、交付要綱第 5 条（補助金の経理等）のほか、次のとおりとする。

- 1 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- 2 その他、補助金交付要綱に従って適正に使用すること。

(様式第2号)

平成 第 年 月 日

神戸市長 ○ ○ ○ ○ あて

名称及び代表者氏名
住 所

平成 年度 神戸市地方バス等公共交通維持確保対策補助金申請書

記

1. 分類 < 内 定 申 請 、 交 付 申 請 >

2. 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額
系統	円

3. 補助金の交付を受けようとする理由

4. 補助対象期間の前々年度の状況

(1) 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 イ	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
実車走行キロ ロ	km				経常収支率	

(2) キロ当り補助対象経常費用

実車走行キロ 1 km 当り経常費用 イ ÷ ロ = ハ
円 銭

5. 補助対象期間の状況

(1) 申請事業者の概要

補助対象期間の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 二	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
実車走行キロ ホ	km				経常収支率	

(2) キロ当り補助対象経常費用

実車走行キロ 1 km 当り経常費用 二 ÷ ホ = ヘ
円 銭

6. 生活交通路線維持対策補助金 申請に係る運行系統の概要

運行系統名	運 行 系 統			系統キロ程 ト	当該系統に係る関係市町名	申請市町に係る 運行キロ程 チ
	起 点	主な経由地	終 点			
				km		km

補助対象期間の輸送実績					
輸 送 人 員			運行開始 年 月 日	1 日当り 運行回数	平均乗車密度
定 期	定期外	計			
人	人	人		回	人

実車走行キロ リ	経常費用 ハ×リ=ヌ	経 常 収 益			
		運送収入 ル	運送雑収 オ	営業外収益 ワ	計 ル+オ+ワ=カ
km	円	円	円	円	円

7. 補助申請額

補助対象経費 ヌ	経常収益 カ	補助対象必要収益 ヌ×11／20=ヨ	市町負担額 ヨ－カ=タ
円	円	円	円

2 市町以上にまたがる路線の負担率 チ÷ト=レ	補助申請額 タ×チ÷ト
%	円